

## 劣後受益権に係る会計処理と 公正処理基準の解釈論が問題となった事例

### 1. はじめに

平成26年8月29日、東京高裁は、信託を用いた住宅ローン債権の流動化取引における劣後受益権に係る税務処理が問題となった訴訟(以下「本件訴訟」といいます。)について、原審判決を取り消し、控訴人の請求を全て認容する逆転勝訴判決を言い渡しました(上訴なく確定。以下「本判決」といいます。)。本件訴訟は、金銭債権の流動化取引において劣後受益権を保有することとなるオリジネーターであれば誰もが経験する劣後受益権に対する配当の税務上の取扱いを争点とするものであり、流動化の関係者を中心に注目を集めていた事件です。

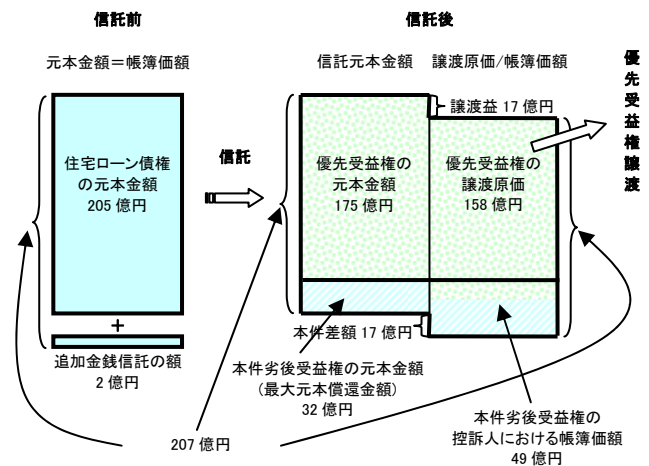
以下、簡単に概要を解説します<sup>1)</sup>。

### 2. 事案の概要

(1) 本件訴訟の原告・控訴人(以下「控訴人」といいます。)は日本の銀行ですが、平成15年2月、信託の受託者(以下、単に「受託者」といいます。)に対し、控訴人を委託者、受託者を信託受託者とする信託(以下「本件信託」といいます。)を設定し、控訴人の保有する住宅ローン債権約205億円(時価約227億円)を信託譲渡しました。控訴人は、本件信託により、元本175億円の優先受益権と元本約30億円の劣後受益権(以下「本件劣後受益権」といいます。)を取得し、優先受益権を売買代金額175億円で、証券会社を通じて投資家に販売しました。控訴人は、優先受益権の譲渡に伴う会計処理として、いわゆる売却処理を行い、金融商品会計に関する実務指針(以下「実務指針」という。)第37項に従い、売却代金額175億円から、住宅ローン債権約205億円のうち時価按分

して優先受益権に配分される金額約158億円を控除した約17億円を収益として計上し、平成15年3月期の益金の額に算入して法人税の確定申告を行いました。なお、控訴人は、受託者に対し、約2億円の金銭の追加信託を行ったことから、本件劣後受益権の元本額は約32億円、その帳簿価額は約49億円(時価按分された帳簿価額約47億円及び追加金銭信託約2億円の合計額)となりました。その結果、本件劣後受益権の元本金額約32億円とその帳簿価額約49億円との間に約17億円の差額(以下「本件差額」といいます。)が発生しました(本件差額のイメージについては、図1をご参照ください。)

【図1】



(2) 控訴人は、実務指針第105項<sup>2)</sup>に従い、本件差額を償却原価法に基づいて処理することとし、平成16～18年の各3月期において、受託者から本件劣後受益権の配当として受領した金銭を、買入金銭債権利息額及び買入金銭債権償還額に区分し、買入金銭債権利息額のみを収益に計上し(以下「本件会計処理」といいます。)、これを益金の額に算入して法人税の確定申告を行いました。

### 本ニューズレターの執筆者



みやづか ひし  
宮塚 久  
パートナー  
弁護士



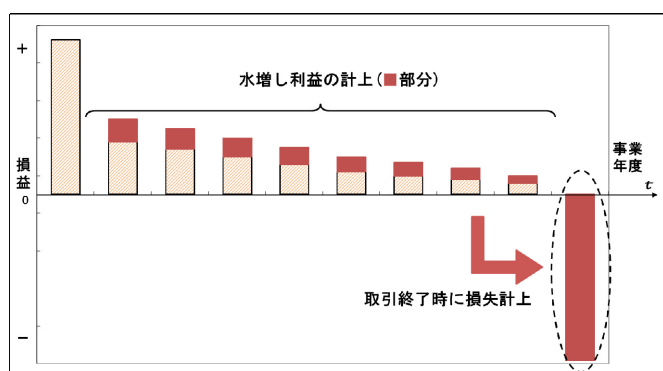
すずき たかし  
鈴木 卓  
アソシエイト  
弁護士

本ニューズレターは法的助言を目的するものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、弁護士・税理士の助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所又は当事務所のクライアントの見解ではありません。本ニューズレターに関する一般的なお問合せは、下記までご連絡ください。

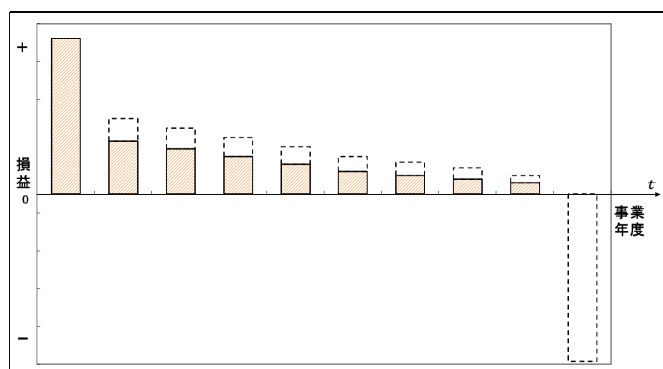
西村あさひ法律事務所 広報室  
(Tel: 03-5562-8352 E-mail: newsletter@jurists.co.jp)

所轄税務署長が上記各期の控訴人の法人税につき更正処分等(以下「本件処分」といいます。)を行ったことから、控訴人は、審査請求を経て本件訴訟を提起しました。本件訴訟の争点は、本件差額の会計・税務上の取扱いですが、償却原価法に基づく処理を認めず、期中において本件劣後受益権の配当を全額収益認識する処理(本件処分)と、控訴人が採用した償却原価法に基づく処理(本件差額を徐々に償却していく処理)とを比較すると図 2 及び 3 のようなイメージとなります。

【図 2】本件処分の想定する会計・税務処理



【図 3】控訴人の会計・税務処理



### 3. 本判決の判断

原審判決は、本件差額について、実務指針第 105 項が定める償却原価法に基づく処理をすることは税務上認められないとしておりましたが、本判決は、概要以下のとおり述べ、原審判決を取り消し、控訴人の請求を認容しました<sup>3</sup>。

(1) 実務指針第 100 項第(2)号及び実務指針第 291 項は、本件劣後受益権を「残存部分」として扱っているから、控訴人のように、自ら保有する住宅ローン債権という金融資産を信託するとともに、その信託受益

権を優先と劣後に分割し、本件劣後受益権を自ら保有する場合は、本件劣後受益権は、新たな金融資産を購入して取得したのではなく、残存部分として評価する必要があるのであって、実務指針第 105 項にいう「債権を取得した場合」には該当しない。したがって、本件差額について、実務指針第 105 項を適用することはできない。

(2) もっとも、法人税法第 22 条第 4 項の定める公正処理基準によれば、収益は、その実現があった時、すなわち、その収入すべき権利が確定したときの属する年度の益金に計上すべきものとするのが原則であるものの、取引の経済的実態からみて合理的なものとみられる収益計上の基準の中から、当該法人が特定の基準を選択し、継続してその基準によって収益を計上している場合には、法人税法上も右会計処理を正当なものと是認すべきであると解される(最高裁平成 5 年 11 月 25 日判決民集 47 卷 9 号 5278 頁(以下「大竹貿易事件判決」という。))。控訴人が本件劣後受益権につき、実務指針第 105 項と同様の会計処理をし、継続して同様の処理基準により収益を計上したことが、取引の経済的実態からみて合理的なものである場合には、実務指針第 105 項を類推適用した場合と同様の会計処理をしたものとして、法人税法上も正当なものとして是認されるべきである。

(3) 本件の事実関係に照らすと、①信託譲渡された住宅ローン債権を時価按分したことにより、本件劣後受益権の帳簿価額が約 49 億円とされたこと、②本件劣後受益権に対する配当は、信託の収益から、公租公課、信託報酬等の期中運営コストを差し引いたうえ、優先受益権に対する配当が行われた後に残余の収益がある場合に行われるという内容となっていること、③本件劣後受益権の配当は、優先受益権の配当を上回っており、本件劣後受益権の帳簿価額と元本金額との差額部分は、住宅ローン債権が高金利となっていて、その利息部分が本件劣後受益権に帰属したことから生じる部分が含まれているといえることが認められるから、本件劣後受益権については、取引の経済的実態を考慮すれば、実務指針第 105 項の「金利を反映して」債権金額と異なる価額で債権を保有しているということができ、この点において同項と類似した利益状況となっているということができ

(4) 以上の状況を前提に、控訴人が、信託終了時の事業年度において、財産の減少がないにもかかわらず、本件差額の部分を損失として計上することは、取引の経済的実態と齟齬すると判断して、そのような事態を回避するため、実務指針第 105 項と同様の会計処理をすることを選択し、本件劣後受益権の配当金につき同様の会計処理をすることは、上記の利益状況の類似性を併せ考えると、取引の経済的実態からみて合理的であると解すべきである。したがって、控訴人がした本件会計処理は法人税法上も(公正処理基準に適合した)正当なものとして是認すべきである。

#### 4. 検討

##### (1) 公正処理基準に関する議論状況

法人税法第 22 条第 2 項は「内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上当該事業年度の益金の額に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、…資本等取引以外の[取引]に係る当該事業年度の収益の額とする。」と定めており、これを受け、同条第 4 項は「第 2 項に規定する当該事業年度の収益の額…は、一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従って計算…する。」と定めております。そのため、法人税法の企図する公平な所得計算という要請に反しない限り、原則として、企業会計の基準と公正処理基準とは一致するというのが一般的な理解です。

もっとも、企業会計の基準と公正処理基準とが常に一致するわけではなく、企業会計の基準と公正処理基準とが乖離する場合があるという点には異論のないところです。この点、大竹貿易事件判決は、「収益は、その実現があった時、すなわち、その収入すべき権利が確定したときの属する年度の益金に計上すべき」ことをまず述べた上で、権利の確定時期に関して「取引の経済的実態からみて合理的なものともみられる収益計上の基準の中から、当該法人が特定の基準を選択し、継続してその基準によって収益を計上している場合には、法人税法上も右会計処理を正当なものとして是認すべきである。しかし、その権利の実現が未確定であるにもかかわらずこれを収益に計上したり、既に確定した収入すべき権利を現金の回収を待って収益に計上するなどの会計処理は、一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に適合するものとは認め難いものというべきである。」としました。本判決は、上記の大竹貿易事件判決を前提として、本件差額について、償却原価法に基づ

く処理をするという控訴人の本件会計処理は、取引の経済的実態を反映したものであり、公正処理基準に従った処理であると認められると判断したものです。

##### (2) ビックカメラ事件との比較

同じく会計処理と公正処理基準の解釈論が問題となった事件として、ビックカメラ事件があげられます<sup>4</sup>。紙幅の都合上、ビックカメラ事件の内容を紹介する余裕はありませんが(脚注 1 に記載した SFJ Journal Vol.10 に寄稿した論稿では概要をご紹介しますため、同事件についてはそちらをご参照ください。)、簡単に本判決とビックカメラ事件の判決とを比較検討します。

ビックカメラ事件においては、いわゆる 5%ルールを採用する不動産流動化実務指針に従った会計処理が公正処理基準に該当しないとされましたが、これは、不動産流動化実務指針が、不動産が法的に譲渡され、かつ、その対価を譲渡人が収入しているときであっても、なお、子会社等を含む譲渡人に残された不動産のリスクの程度を考慮して、売却処理ではなく、金融取引としての処理をすることがあるとされている点に着目した判断です。すなわち、法的に不動産や信託受益権が譲渡されている以上、大竹貿易事件判決のいう「既に確定した収入すべき権利」が存在しているのであり、不動産のリスク及びその経済価値のほとんど全てが特別目的会社を通じて他の者に移転しているかという独自の観点から、売却処理か金融取引としての処理かを決定することとしている不動産流動化実務指針は、大竹貿易事件判決の判断枠組みに当てはめると、公正処理基準とはいえないと判断されたと理解することができます。

これに対し、本件差額について実務指針第 105 項に定める償却原価法に基づく処理をすることについては、①優先受益権の譲渡時に、既に約 17 億円の譲渡益を益金の額に算入した確定申告を行っており、その限度で「既に確定した収入すべき権利」に係る収益は既に益金の額に算入されていること、②取引の経済的実態を正確に把握するという観点からは、本件劣後受益権に係る収益として真に認識すべき金額は、本件劣後受益権の元本金額である約 32 億円を超える部分全てではなく、帳簿価額である約 49 億円を超える部分のみであり、将来キャッシュフローが帳簿価額約 49 億円を超える限度で収益として認識することができるような利子率(実効利子率)を用いて、劣後受益権の配当を元本回収と受取利息とに振り分けるという本件会計処理は、取引の経済的実態を正確に反映した処理で



あると考えられる点を考慮する必要があります。これらの点を考慮すると、本件会計処理は、大竹貿易事件判決のいう「取引の経済的実態からみて合理的なものとみられる収益計上の基準」と位置付けられると評価されたと理解することができます。

さらに踏み込んで検討しますと、ビックカメラ事件と本件訴訟との相違点は、ビックカメラ事件で問題とされた不動産流動化実務指針においては「リスク・経済価値アプローチ」が採用されているのに対し、本件訴訟で問題とされた金融商品会計においては「財務構成要素アプローチ」が採用されていることによる結論の相違と理解することも可能ではないかと思われます。すなわち、財務構成要素アプローチによれば、流動化対象資産である金銭債権の一部のみの譲渡を取り出して、売却処理が可能かどうかを判断することができるのに対し、リスク・経済価値アプローチによると、仮に、少なくとも一部については「収入すべき権利が確定した」と評価できる場合であっても、「不動産のリスク及びその経済価値のほとんど全てが特別目的会社を通じて他の者に移転している」と評価されなければ、会計上は売却処理を行うことができず（すなわち、「収入すべき権利」が確定していないのと同様の処理をせざるを得ず）、「収入すべき権利が確定したとき」に収益を益金の額に算入すべきとした大竹貿易事件判決とは親和性が低いと言わざるを得ないように思われます。

## 5. 残された問題

上記のとおり、本判決とビックカメラ事件判決とを比較すると、公正処理基準の意味するところがある程度の具体性をもって理解することができます。もっとも、本判決によっても、なお、以下のような問題が残されています。

まず、公正処理基準の外延を示すにはなお不十分であるという点が上げられます。ビックカメラ事件と本件訴訟とを並べて検討することで、大竹貿易事件判決が示した公正処理基準の判断枠組みをある程度の具体性をもって理解することは可能になったと思われます。もっとも、企業会計の基準と公正処理基準との間に如何なる場面で齟齬が生じるのかという大きなテーマについては、検討材料として一つの事例が加わっただけであり、なおその外延は判然とし

ないと言わざるを得ません。今後も、引続き、議論を深めていくべきテーマであると思われます。

また、信託に関する税制をどう整理するかという問題も残されています。法人税法第12条第1項本文は、信託課税の基本原則を「信託の受益者（受益者としての権利を現に有するものに限る。）は当該信託の信託財産に属する資産及び負債を有するものとみなし、かつ、当該信託財産に帰せられる収益及び費用は当該受益者の収益及び費用とみなして、この法律の規定を適用する。」と定めております。しかしながら、同条の前提とするいわゆる信託導管論は、本件訴訟で問題となったような、質的に分割された信託やキャッシュフローが加工された信託ではうまく機能しません。本件訴訟では、訴訟の初期段階で争点の実務指針第105項等の解釈論に絞られたため、本件差額の処理と法人税法第12条との関係については議論されておりませんが、今後の検討課題ではないかと思われます。

<sup>1</sup> 本稿の詳細は、一般社団法人流動化・証券化協議会の会報誌『SFJ Journal』Vol.10(本年2月発行予定。なお、同誌のウェブサイト(<http://www.sfj.gr.jp/journal/index.html>)で閲覧可能です。)に寄稿しておりますため、そちらもご参照ください。

<sup>2</sup> 実務指針第105項は、「債権の支払日までの金利を反映して債権金額と異なる価額で債権を取得した場合には、取得時に取得価額で貸借対照表に計上し、取得価額と債権金額との差額(以下『取得価額』という。)について償却原価法に基づき処理を行う。この場合、将来キャッシュ・フローの現在価値が取得価額に一致するような割引率(実効利率)に基づいて、債務者からの入金額を元本の回収と受取利息とに区分する。償却原価法の適用については利息法によることを原則とするが、契約上、元金の支払が弁済期限に一括して行われる場合又は規則的に行われることとなっている場合には、定額法によることができる。」と定めております。

<sup>3</sup> 原審：東京地判平成24年11月2日(裁判所ウェブサイトで公表)。本判決(東京高判平成26年8月29日)は未公表。

<sup>4</sup> 東京地判平成25年2月25日、東京高判平成25年7月19日(確定。いずれも裁判所ウェブサイトで公表)。

当事務所は、旧興銀税務訴訟、東京都外形標準課税訴訟をはじめ、税務争訟・訴訟において多数の実績を上げ、現在も複数の移転価格案件、国際金融取引に関する大型税務訴訟等において、クライアントに助言しています。本ニューズレターは、当事務所に所属し、国内・国際取引に関わる税務訴訟・争訟・税務アドバイスの携わる弁護士・税理士から構成されるビジネス・タックス・ロー研究会により定期的に発行される予定です。当事務所のビジネス・タックス・ロー研究会は、当事務所の弁護士・税理士が、クライアントに対しより一層的確なサービスを提供できるよう、税務に関する最新の情報・ノウハウを共有・蓄積するとともに、ビジネス・ローに関する最新の情報を発信することを目的として活動しています。なお、本ニューズレターのバックナンバーは、<http://www.jurists.co.jp/ja/topics/newsletter.html>に掲載しておりますので、併せてご覧下さい。

(当事務所の連絡先) 東京都港区赤坂1-12-32 アーク森ビル 〒107-6029

Tel: 03-5562-8500(代) Fax: 03-5561-9711

E-mail: [info@jurists.co.jp](mailto:info@jurists.co.jp) URL: <http://www.jurists.co.jp/ja/>

© Nishimura & Asahi 2015